

内部通報制度の概要

(公益社団法人日本ボート協会)

1 制度の目的

本制度は、公益社団法人日本ボート協会（以下「本会」という。）所属のボート選手、その他のボート競技関係者等（以下まとめて「選手等」という）からの、暴力行為やパワーハラスメント、セクシャルハラスメントその他の組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談もしくは通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、本会のコンプライアンスを遵守した運営の強化と選手らの人権の擁護等に資し、もってボート競技の健全な発展を図ること等を目的とする。

2 通報・相談窓口

コンプライアンス委員会内に通報・相談窓口（以下「通報等窓口」という。）を設置するが、具体的には下記弁護士資格を有し、同委員会委員でもある「コンプライアンス担当理事」。

記
すずき じん
弁 護 士 鈴 木 仁

〒104-0045

東京都中央区築地一丁目12番15号 三ツ田ビル4階 鈴木仁法律事務所

TEL03-3546-1022・FAX03-3546-1025・E-mail suzujin@dl.dion.ne.jp

携帯電話番号090-1532-5659：主に時間外

3 通報等の方法

- (1) 通報等窓口の利用方法は、電話・電子メール・FAX・書面・面会とする。
- (2) この電話・電子メール・FAX等の連絡先は、本会のホームページや機関誌「月刊ローイング」等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。
- (3) 通報・相談（以下「通報等」という。）は、匿名で行うことを妨げない。但し、この場合には、被害者か目撃者かの区分、連絡先（容易に本人特定ができない携帯電話番号や携帯端末のEメールアドレス等）と連絡等に用いる仮称（「通報者A」等）等を明らかにしなければならない。

(4) 通報等窓口は、匿名で通報等が行われたが、前項但書規定の通報者の連絡先が明らかにされていないことによって、本規定に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来たす場合には、その責務を免除される。

4 通報者・相談者

通報等窓口の利用者は、不正行為等を受けた選手等、その親権者や代理人等これに準ずる者、または同選手等が所属する競技団体の構成員とする。

5 調査担当部門

- (1) 通報された事項に関する事実関係の調査は、通報を受けた窓口担当者（コンプライアンス担当理事）が行う。
- (2) 通報等を受けた通報等窓口は、必要に応じて本会事務局職員やコンプライアンス委員会の委員その他の役員等の支援を依頼することができる。
- (3) この支援の要請を受けた役職員が調査に関する事務を遂行するにあたっては、善良な管理者の注意をもって、通報等に関する事実を秘密として厳正に管理・保持しなければならない。

6 協力義務

通報等の対象とされた個人や団体等（以下「被通報者等」という）は、通報等された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、法令および本会との契約関係や条理等に基づき、調査担当部門に協力しなければならない。

なお、被通報者等が正当な理由なくこの調査に協力しないときには、後記8の処分を受けるほか、通報等事実を真実と認めて相当な処分をすることができるものとする。

7 是正措置

- (1) 調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、調査担当部門は、その結果をコンプライアンス委員会に報告しなければならない。
- (2) 前(1)の報告を受けたときは、本会は、コンプライアンス委員会の審議を経て、速やかに相当な是正措置及び再発防止措置を講じ、もしくは対象者にそれらの措置を講じるように指導・勧告等しなければならない。

8 内部処分

調査の結果、不正行為等が明らかになった場合もしくは被通報者等が正当な理由なく調査に協力しなかったときには、本会は、コンプライアンス委員会の審議に基づき、当該不正行為に関与した者等に対し、本会所定の規則に従って、相当な処分を課すことができる。

9 通報者等の保護

- (1) 本会は、通報者等が通報等をしたことを理由として、通報者等に対していかなる不利益取扱いも行わない。
- (2) 本会は、通報者等が通報等をしたことを理由として、通報者等の練習環境等が悪化することのないように、適切な措置を執り、もしくは関係団体にこれを採らせるものとする。
- (3) 本会は、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の指導者、同僚等を含む。）がいた場合には、本会所定の規則に従って、相当な処分を課すことができる。

10 個人情報の保護

本会及び本規定に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならず、本会は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、本会所定の規則に従って、相当な処分を課すことができる。

但し、本規定に基づく各種措置を講ずるに当たり、必要最小限の範囲で開示することになる場合についてはこの限りでない。

11 通知

本会は、通報者に対して、調査結果及び是正結果等について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

12 不正の目的

通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならず、本会は、そのような通報を行った者に対し、本会所定の規則に従って、相当な処分を課すことができる。

13 相談または通報を受けた者の責務

内部通報規定に定める業務に携わる者に限らず、不正行為等に関する相談または通報を受けた者（通報者等の管理者、同僚等を含む。）は、同規定に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

14 通報者の不服申立

通報等にかかる不正行為等を受けた選手等は、次の場合には、裁定委員会規定等に従って、裁定委員会に不服の申立をすることができる。

- (1) 本会が通報を放置し、通報をした日から2週間が経過したとき。
- (2) 本会の調査の結果や是正措置等に不服があるとき。

15 被通報者等の不服申立

被通報者等は、本会の調査の結果や是正措置等に不服があるときには、裁定委員会規定等に従って、裁定委員会に不服の申立をすることができる。

以 上